

身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドラインについて〈概要〉

出典：
厚生労働省
ホームページ

ガイドラインの読み手

医療機関で勤務する職員の方々

ガイドラインの支援の対象者

身寄りがない人：身寄りがない人に加えて、
例えば次のような人を想定

- ① 家族や親類へ連絡がつかない状況にある人
- ② 家族の支援が得られない人

医療機関が「身元保証・身元引受等」に求めている機能・役割

- ① 緊急の連絡先に関すること
- ② 入院計画書に関すること
- ③ 入院中に必要な物品の準備に関すること
- ④ 入院費等に関すること
- ⑤ 退院支援に関すること
- ⑥ (死亡時の) 遺体・遺品の引き取り・葬儀等に関すること

※「身元保証・身元引受等」に対して医療行為の同意をする役割を期待している事例もあるが、医療行為の同意については、本人の一身専属性がきわめて強いものであり、「身元保証人・身元引受人等」の第三者に同意の権限はないものと考えられる（具体的な対応については、右欄「医療に係る意思決定が困難な場合に求められること」参照）。

身寄りがない人への対応

次の(1)～(3)に分けて具体的な対応を明示。どの場合でも、**本人の意思を確認・尊重しながら支援を行うことが原則**

- (1) 判断能力が十分な場合
- (2) 判断能力が不十分で、成年後見制度を利用している場合
- (3) 判断能力が不十分で、成年後見制度を利用していない場合

医療に係る意思決定が困難な場合に求められること

(1) 医療・ケアチームや倫理委員会の活用

意思決定が求められる時点で本人の意思が確認できない場合、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」（平成30年3月改訂 厚生労働省）の考え方を踏まえ、関係者や医療・ケアチームの中で慎重な判断を行う必要。また、医療機関においては、身寄りがない人へのマニュアル作成、倫理委員会の設置などの体制整備を行うことも有効。なお、直ちに救命措置を必要とするような緊急の場合には柔軟な対応をする必要。

- ① 家族等が本人の意思を推定できる場合には、その推定意思を尊重し、本人にとっての最善の方針をとることを基本とする。
- ② 家族等が本人の意思を推定できない場合には、本人にとって何が最善であるかについて、本人に代わる者として家族等と十分に話し合い、本人にとっての最善の方針をとることを基本とする。時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更等に応じて、このプロセスを繰り返し行う。
- ③ 家族等がない場合及び家族等が判断を医療・ケアチームに委ねる場合には、本人にとっての最善の方針をとることを基本とする。
- ④ このプロセスにおいて話し合った内容は、その都度、文書にまとめておくものとする。

(2) 成年後見人等に期待される具体的な役割

本人の意思決定が困難な場合において、成年後見人等が以下の役割を果たすことで、円滑に必要な医療を受けられるようにしていくことが重要。医療機関はこのような関わりが可能か成年後見人等に相談。

① 契約の締結等

➤ 必要な受診機会の確保・医療費の支払い

② 身上保護（適切な医療サービスの確保）

➤ 本人の医療情報の整理

③ 本人意思の尊重

➤ 本人が意思決定しやすい場の設定

➤ 本人意思を推定するための情報提供等

➤ 退院後、利用可能なサービスについての情報提供

④ その他

➤ 親族への連絡・調整（親族の関与の引き出し）

➤ 緊急連絡先、入院中の必要な物品等の手配、遺体・遺品の引き取り

高齢者等終身サポート事業者ガイドライン（主なポイント）

- 病院への入院や介護施設等への入所の際の**手続支援**、日用品の買物などの日常生活の支援、葬儀や死後の財産処分などの**死後事務等**について、家族・親族に代わって支援する、「**高齢者等終身サポート事業**」を行う事業者が増加してきている。
- この事業は、死後のサービスを含み、**契約期間が長期であること等の特徴があることから、利用者保護の必要性が高く、事業者の適正な事業運営を確保し、事業の健全な発展を推進するとともに、利用者の利用の安心等を確保していくことが必要。**今後、事業のニーズの増加が見込まれる中、業務の内容が民法や社会保障関係法に広くまたがることから、**遵守すべき法律上の規定や、留意すべき事項等を関係省庁横断で整理し、ガイドラインとして提示する。**

全般的な事項

- **事業者の適正な事業運営を確保し、高齢者等終身サポート事業の健全な発展を推進し、利用者が安心して当該事業を利用できるようにすることを目的とする。**
- 本人との契約に基づき、「**身元保証等サービス**」及び「**死後事務サービス**」を事業として継続的に提供している事業者を主な対象とする。
- サービス提供にあたっては、**利用者の尊厳と自己決定を尊重。**また、関連する制度等を活用しつつ、**利用者の価値観等に基づく意思決定が行われるよう配慮することが重要。**

契約締結にあたって留意すべき事項

- 契約締結にあたって、事業者は、民法や消費者契約法に定められた民事ルールに従いつつ、**契約内容の適正な説明（契約書・重要事項説明書を交付した説明）を行うことが重要。**また、**医療・介護関係者等との連携や、推定相続人への説明など、きめ細かい対応を行うことが望ましい。**
- 寄附・遺贈については、**契約条件にすることは避けることが重要であり、遺贈を受ける場合も公正証書遺言によることが望ましい。** 等

契約の履行にあたって留意すべき事項

- 契約の履行にあたっては、**契約に基づき適正に事務を履行するとともに、提供したサービスの時期や内容、費用等の提供記録を作成、保存、定期的な利用者への報告が重要（後見人にも情報共有が重要）。**利用者から前払金（預託金）を預かる場合、**運営資金等とは明確に区分して管理することが望ましい。**なお、履行の際にも**医療・介護関係者等との連携が重要。**
- 利用者からの求めがあれば、**利用者が契約を解除する際に必要な具体的な手順等の情報を提供する努力義務を負う。**
- 利用者の判断能力が不十分となった場合、**成年後見制度の活用が必要。**成年後見人等が選任された後は、**契約内容についてもよく相談することが望ましい。** 等

事業者の体制に関する留意事項

- 利用者が安心して利用できるよう、ホームページ等を通じた情報開示、**個人情報**の適正な取扱い、**事業継続のための対策、相談窓口の設置**に取り組むことが重要。

関連する制度・事務に関する政府の取組

- 高齢者等終身サポート事業者が行う**金融機関の手続及び携帯電話の解約**について、調整を行うとともに、今後、様々な場面で高齢者等終身サポート事業者の活用が見込まれる**関連業界や自治体へのガイドラインの周知**を行う。
- 高齢者等終身サポート事業の利用状況等を踏まえ、**関係する制度（重要な治療方針に関する関わり方、介護保険外サービス、死亡届、成年後見制度）の見直し等の検討を進めるほか、ガイドラインの普及や関連制度の検討状況を踏まえつつ、認定制度等について検討する。**